

1・3 国際会計基準(IFRS)

当協会は、IFRS 勉強会（2010年5月に設置）において、国際会計基準審議会（IASB）が公表している会計基準のうち、国内に取り込まれた場合に海運業界への影響が大きいものを取り上げ、既存の会計実務に対する影響の検討を行うとともに、内外の関係者と協調しつつ、関係方面への意見反映や国内関係者への情報提供に努めている。

わが国の会計基準に関しては、企業会計基準委員会（ASBJ）が、同会内部に設置されている「リース専門委員会」の議論および関係業界を対象に行われた非公式のヒアリングを踏まえ、2019年3月25日に公表した「今後の計画」にて「リースに関する会計基準」について国内基準の見直しに係る検討に着手するとの方針を示した（詳細は『船協海運年報2018』「1・3 国際会計基準（IFRS）」参照）。その後、同専門委員会は、現行基準で資産・負債が認識されているファイナンス・リースのみならず、全てのリースについての資産・負債を認識する方向で検討を進め、2023年5月2日には新リース会計基準の草案を公表。その後、パブリックコメントを経て2024年9月13日には新リース会計基準を公表していた。

1・3・1 リース会計基準の見直し

1. ASBJにおける検討の経緯

ASBJによるリース会計基準の見直しに係る検討に対し、当協会はIFRS勉強会を中心に対応を行い、「T/Cは船舶の貸借ではなく、船主（貸手）が船舶管理（船員手配、船舶修繕、船体保険の付保）された船舶を用いて、顧客に対して輸送サービスを提供しているものであり、リースではない。」という考え方を柱として、様々な機会を捉えてT/Cに関する当協会の考え方をASBJに理解を求めてきた。

その後、ASBJは2024年9月13日、新リース会計基準を公表。2023年5月に公表していた草案同様、「T/Cはリースを含むと解釈され得るため、IFRSリース基準と異なる取扱いとはしない」旨の内容が盛り込まれたことから、上場会社は2027年度よりリース資産・負債については原則すべてをオンバラで計上することが義務化されることとなった。

2. 新リース会計基準公表後の当協会の対応

当協会は新基準の公表を受けて、専門家（有限責任監査法人トーマツ・デロイト、トーマツ税理士法人）に新基準および海運実務への影響（何がどう変わって、どのような対応が求められるのか）などについて解説してもらう会員向け説明会を2025年1月28日に実施。説明会には会員各社から140名以上の参加があり、新基準を主に会計・税務面を中心として実務に照らした様々な質問が専門家に寄せられた。また、説明会開催以後は関連情報の収集に努めた。

当協会は引き続き会員各社が新基準に円滑に対応できるよう対応していく。